

令和5年度 第2回府中市青少年問題協議会

議事録(要旨)

- 日 時 令和6年2月13日(火) 午後2時～午後3時40分
- 場 所 府中市役所 第二庁舎3階会議室
- 出席委員 西村副会長、伊藤(仁)副会長、渡辺委員、北島委員、中田委員、村野委員、大室委員、小澤委員、重久委員、坂下委員、堀井委員、丸山委員、古川委員、伊藤(敏春)委員、増渕委員、高野委員、菅委員、矢崎委員、松下委員、高汐委員、古森委員、酒井委員
- 欠席委員 高野会長、長畑委員、矢口委員、廻委員、石川委員、鈴木委員
- 関係各課 濱田指導室主幹、石田子ども家庭支援課長、田邊環境政策課係長、梶田健康推進課長、古塩地域福祉推進課長、鈴木文化生涯学習課長、目黒スポーツタウン推進課長、古田地域安全対策課長、小柴地域コミュニティ課長、須田公園緑地課課長補佐
- 事務局 赤岩子ども家庭部長、平井児童青少年課長、福嶋児童青少年課長補佐、新藤青少年係長、福永健全育成担当主査、立川事務職員
- 傍聴者 なし

資 料

1 会議資料

- (1) 次第・席次表
- (2) 令和6年度府中市青少年健全育成基本方針(案)
資料…令和6年度府中市青少年健全育成基本方針(案)
令和5年度 府中市青少年問題協議会委員名簿
- (3) 事前質問及び回答

2 参考資料

- (1) 講演資料「これからの青少年のインターネット適正利用について」
- (2) けやきち通信第13号
- (3) 情報共有資料「児童相談所から」

次 第

1 あいさつ

2 議題

- (1) 講演「これからの青少年のインターネット適正利用について」
講師 ネット・ゲーム依存予防回復支援 MIRA-i 公認心理師 森山沙耶氏
- (2) 令和6年度府中市青少年健全育成基本方針（案）について

3 情報交換

- (1) 少年非行等の現状について（警視庁府中警察署長）
- (2) 児童相談の現状について（東京都多摩児童相談所長）
- (3) 小学校の現状について（府中第八小学校 校長）
- (4) 中学校の現状について（府中第八中学校 校長）

4 その他・連絡事項

5 閉会

議 事 概 要

1 あいさつ

会長欠席のため、副会長より開会の挨拶が行われた。

事務局より

・委嘱状の伝達 ・欠席委員の報告 ・配付資料の確認
等が行われた。

2 議題

- (1) 講演「これからの青少年のインターネット適正利用について」
【ネット・ゲーム依存予防回復支援 MIRA-i 公認心理師 森山沙耶氏】
森山氏から講演資料に基づき、
 - ・インターネットを巡る社会的背景
 - ・青少年のインターネット利用の問題とは
 - ・問題の理解（ネットいじめ・ゲーム課金）
 - ・インターネットの適正利用にむけてについて、講演を行った。

(2) 令和6年度 府中市青少年健全育成基本方針（案）について

【事務局より、資料に基づき説明】

令和6年度府中市青少年健全育成基本方針（案）につきまして、資料に基づきご説明をいたします。お手元の緑色の表紙の会議資料をご覧ください。

この資料の構成は1～14ページが、令和6年度青少年健全育成基本方針（案）15～30ページが、令和5年度と令和6年度の本文との比較という2部構成になっております。この基本方針につきましては、事前に委員の皆様方からご意見を頂戴し、市の関係課と調整を行い、それらを反映する形で修正させていただきました。お忙しい中、ご意見を寄せていただきありがとうございました。

それでは、15ページ以降の本文比較資料をご覧くださいながら、順次ご説明させていただきます。資料の16ページをご覧ください。朱書き部分は付け加えられたもの、横線に灰色背景色が付された部分は、削除された箇所を表現しております。基本方針の構成でございますが、前文で青少年を取り巻く社会環境の現状として社会問題となっている少子化について触れた上で、現代の青少年問題に向き合い対応することについて追記しています。

青少年健全育成基本方針についての青少年の対象年齢については、青少年関連事業で多く対象となる小学生から19歳までを青少年としていますが、未就学児の躾や育児教育の相談に関しても健全育成の観点で重要であるので、対象年齢は0歳からとして捉え、関係課との連携を図っています。

資料の17ページをご覧ください。重点目標についてです。

昨年度まで重点目標6項目を掲げていましたが、重点目標6の「最新の感染症対策の基本方針に基づいた各種活動の推進」につきましては、新型コロナウイルスが5類感染症に移行したことに伴い、重点目標から削除し、重点目標を5項目に修正しました。つづいて、20ページをご覧ください。

重点目標2 地域活動への参画と地域社会との交流の促進の主な施策になります、(2) 世代を超えた様々な人々との交流機会の拡充につきまして、青少年対策地区委員会の活動や取り組みについて追記いたしました。

次に、24ページ～25ページをご覧ください。

重点目標4 青少年が抱える悩みや困難な課題に対する支援の主な施策になります、(3) 青少年に対する相談機関の周知についてですが、青少年の相談窓口の周知について「けやきち通信」を紹介しています。今年度も多くの方々のご協力により、「けやきち通信第13号」を発行することができました。1面では、青少年も多く利用する自転車の交通ルールをテーマに自転車乗車時のヘルメット着用の呼びかけはもちろん、街中で見かける自転車用の道路標示の説明について掲載いたしました。2面・3面では、府中市青少年対策地区委員会の

活動内容を掲載し、4面では「府中警察署少年係からひとこと」や「青少年相談コーナー」として多くの相談機関の窓口を掲載しています。けやきち通信は、25,000部発行し市内各小中学校や文化センター等の施設のほか、各青少年対策地区委員会、健全育成協力店等に配布し、幅広い世代へ周知をしています。

つづいて主な施策の(4)若者育成支援体制の構築につきましてですが、「ヤングケアラー」支援内容を追記しています。令和5年度で実施したヤングケアラーの実態調査が終わり、令和6年度に実施するヤングケアラーネットワーク会議の設置について追記しております。

次に25ページをご覧ください。重点目標5「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」についてです。この項目では、地域社会が一体となって、青少年の各種犯罪の被害防止、薬物乱用や非行の防止、SNSトラブルや交通事故防止について啓発を図ることで地域の環境浄化に努めるため10個の施策を柱としております。主な施策の(2)薬物乱用や非行の防止の啓発について、社会問題となっている闇バイトの追記に伴い、施策題目の薬物乱用の部分を削除しました。闇バイトは、SNSを通じて青少年を犯罪に引きずり込む手口で社会問題となっており青少年に向けた啓発が重要であります。また、昨今では、多幸感を得るため誰でも手に入れることができる市販薬を多量服用するいわゆるオーバードーズが青少年の間で問題とされています。これらの問題も薬物犯罪と同様に注意喚起していくことについて、追記いたしました。

以上、令和5年度と比較しながら、主な改正点を中心に、令和6年度の青少年健全育成基本方針(案)をご説明いたしました。今、ご説明しました箇所以外にも、委員、関係各課の皆様のご意見を基に、修正をした箇所がございますが、ご了承のほどよろしくお願いたします。令和6年度の府中市における青少年健全育成の根幹をなす基本方針であります。どうかご審議くださいますようお願い申し上げます。説明は以上です。

【意見、質問はなし。了承】

3 情報交換

(1) 少年非行等の現状について

【府中警察署 署長 高野委員より説明】

私からは、府中市内の少年非行の現状について説明をさせていただきます。

はじめに令和5年の統計数値がまだ確定をしていないということで、正確な数字をお話できないことをご了承いただければと思います。

まず、非行少年の検挙した人員ですが、令和4年中は、28名のところ、令和5年は、その数を大きく上回る見込みとなっております。また、非行少年のうち約3割は、14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした触法少年ということになっています。犯罪種別としましては、窃盗が最も多く、次いで恐喝、脅迫、傷害等の粗暴犯で、大麻や毒物及び劇物(シンナー)の取扱いもございます。窃盗の手口としましては、万引きがほとんどで、その他は、部品ねらい、自転車盗などとなります。

次に補導件数についてですが、令和4年中は、190件のところ、令和5年はほぼ同じか少し増える見込みとなっております。補導の種別につきましては、深夜はいかいが最も多く、次いで喫煙、飲酒となります。

昨年は、コロナが5類に移行したことに伴いまして、市内各所のイベントが再開するなど、人の流れが回復をしておりますので、少年たちも活動的になっていることが、こういった事件の発生や補導件数にも影響しているものと思われまます。なお、都内の少年非行に関しましても、市内と同様の傾向にあるようです。

また、刑法の改正に伴いまして、昨年7月から、16歳未満の者に対して、わいせつ目的で面会を要求する行為や性的な映像を送信することを要求する行為等が処罰の対象となりました。こうした少年が被害者となる犯罪の取締りに一層力を入れているほか、援助交際やパンプ活といった性非行につながる可能性のあるトータル横界限やメンズ地下アイドルに対する注意喚起にも力を入れているところでございます。そのほか、先ほどもお話がございましたが、特殊詐欺や広域強盗等のいわゆる匿名・流動型犯罪グループと警視庁では呼んでおりますが、こういった組織的な犯罪の実行役になってしまう闇バイトに対する注意喚起にも力を入れております。

昨年の例ですけれども、闇バイトに応募して、現場付近まで赴いてしまった少年が、待機中に思い留まって、以前に別の事件で対応した当署の警察官に電話で相談してくれたということで、犯行前に保護することができた事例がございました。改めて、ゲートキーパー的な大人の存在が非行防止に寄与するものと感じております。

府中市内の少年非行防止等の現状については、以上でございます。

(2) 児童相談の現状について

【東京都多摩児童相談所 所長 矢崎委員より説明】

多摩児相の矢崎です。いつもお世話になっております。一回目に参加できなかったのですが、数値についても若干ご説明させていただけたらと思います。

まず、虐待の受理件数ということで、令和元年度から4年度までの件数の推移をグラフにさせていただきました。左の緑の枠が、当所が受理した件数を、管轄の5市別に分けたものです。これでわかるのは、一番上が調布市なんですけれど

も、調布市は令和4年度でいうと、前年度は3年度から比べて減少に転じましたけれども、ほかの4市、府中市も含めてですけどまだ増加をしている、というような状況です。ちなみに、今現在1月末の同期比で比べますと、今年度は昨年度よりも若干少ない、100件ぐらい今の時点で前年度より少ない、横ばいか減少傾向にあるかもしれない。また年度が明けたらご報告させていただきたいと思います。右側のオレンジの枠でお示ししたのは、各市の子ども家庭支援センターの方で虐待ケースとして受理した件数です。こちらにつきまして顕著なのは、見ていただいている通り、令和4年度については5市共に虐待の受理件数は減少している、というようなところなんです。現状でも今年度も各市の子ども家庭支援センターとも連絡取り合っていますけれども、ほぼ昨年度と横ばい、どこの市も横ばいなんじゃないかと思われまして。今までは、虐待ということになると、「増加の一途をたどっており」というのが枕詞のように言われておりますけど、もしかしたらこの地域、当所の地域については若干その傾向が穏やかになりつつあるのかもしれないですね。

続きまして3ページになります。3ページにつきましては、警察からの通告件数の推移です。これは虐待に限らず、非行のケースだとか、あるいは発達障害での自傷・他害だとかがあつて通告されてしまう、というケースも含んでおります。当所の管内は府中警察署を含めて調布警察署と多摩中央警察署、3署と連携させていただいておりますけども、各署によってそれぞれその年度で傾向が違ってくるのかな、というところはあると思います。読み取っていただければと思うのですが、府中警察署につきましては、通告をいただいている数は増え続けているという状況です。昨年、当所の方で3つの警察署からいただいた通告は、合計で1000ちょっと、1020ぐらいですけども、そのうち虐待の通告は777件でした。半分以上、7割以上8割近くが虐待の件数だということです。あと、虐待の中にも、よく家庭の中を調査していくと、非行が絡み合ってしまったりだとか、発達傾向が絡み合ったりだとか、複合的な要因で通告されることが多いのかな、と思います。

それと、今年度に限ってということではないんですけども、4ページ、毎年国の方で児童虐待によって救えなかった命が死亡事例検証という形で報告されていて、平成15年から始まって昨年度で19次というところまでいっているんですけども、このへん皆様にもご紹介したいと思って今回取り上げました。オレンジ色の真ん中のグラフ、第2次が50で始まって、第19次も50で終わっている、真ん中のグラフが、純粹なという表現が適切かどうかわかりませんが、虐待死という形で公表されている件数です。50人のお子さんが虐待で亡くなっているということです。また、心中というのにも広い概念でいえば子どもを道連れにして大事な命を奪っているということですので、心中も含めれば上の緑の合計値になるという見方でございます。平成16年度に児童福祉法が改正されて、虐待通

告の第一義的窓口っていうのは市区町村になったんだというところで、そこから始まって、それでもいろんな大きな事件があって、やっぱり疑わしきは子ども家庭支援センターだとか児童相談所だとか、あるいは警察に通報しましょう、通告しましょうという広報がずっと行われてきました。その結果として、平成16年と上に書いてあるところ、3万3408件と書いてありますけども、これ全国の児童相談所で取り扱った通告件数ですね。それで、通告しましょう、通告しましょうという広報によって、結果的に令和4年度は21万9170件ということで18万件ぐらい全国で通告件数が増えた。ただ、このグラフを見ると、救えなかった命というのは平成16年度も50件、そこから通告は18万件増えたけれども、亡くなってしまったお子さん、救えなかった命は50件と変わらないですね。何が言いたいかというと、通告を増やすだけでは、虐待死は減らせない、ということです。これは、考えればわかることなんですけども、児童相談所だとか従来の子ども家庭支援センターだとかあるいは警察が関わっていくというのは、虐待が起きてからの事後対応なので、虐待を減らせるわけがないんです。だからといって、我々の仕事が無意味だということではなくて、当然その重篤化を防ぐだとか、再虐待、繰り返されることを防ぐというところでの、二次予防、三次予防というところには寄与していると思いますけども、本来であれば児童福祉に携わる者として一番目指さなきゃいけないのは、親御さんがわが子を虐待しないで済む子育てを支援すること、子どもであれば愛する親から虐待されずに育ていける、そういう支援が大事なわけですね。それにはやっぱり従来の児童福祉のあり方、親子の支援では難しいってことですね。ちなみに大体毎年アベレージでいうと50件の救えなかった命を年齢別で内訳をしていくと、0歳が一番多く5割から6割です。そのうち0か月というのがだいたい4割になります。ですから、50件だと0歳で亡くなるのが大体30人、そのうちの4割ですから0か月っていうのが12、3人です。さらにその4割ぐらいが0日で死亡しています。ということは、生まれてからの支援じゃ遅いってことです、命を救うには。ですので、もうこの第2次から報告されてますけども、「切れ目のない支援」が必要なんだと再々言われているわけです。この「切れ目のない支援」っていうのは、妊娠期からの支援ということで今までの行政の支援でいえば母子保健分野ですね。保健師さんたちが妊娠届を受けてからの支援、ここでなんとなく心配だな、気になるな、危ないな、というケースは、特定妊婦という形で子ども家庭支援センターの方に連絡をいただいて、場合によっては児童相談所も入っていくというような支援スタイルでした。これはバトンタッチ式の支援ですね。「ここまでは私たちやるからここからはお願いね」というバトンタッチ式ですね。そこに隙間ができる。それではやっぱり、ずっとそれでやってきたけども数が減ってないということです。なので、いち早く府中市は「みらい」という形で子育て世代包括支援センターということで母子保健分野と子ども家庭支援センターが同じフロアで体制的には一

体となって取り組まれています。画期的というか先駆的なことですね。

それに加えて、東京都の方で5ページ6ページで紹介させていただきましたけれども、予防的支援推進東京モデル事業ということで、この取り組みは、「ここからここまでは母子保健ね」ということではなくて、妊娠届を出された時に、従来であれば保健師さんだけが受け付けていたところに福祉分野のワーカーさんが一緒にいて、問題が起きる前から私たちこういうふうな支援をしていますよ、とか、お困りごと聴いていきますからね、というそこでエンゲージメントを組んでいくということです。このモデル支援では「人は本当に困ったときには『助けて』といえる力は残っていない」というのを考え方の根本に置いています。我々は、私も含めてですけど、今までの福祉の支援モデルっていうのは、「何かあったら相談してね」、「困ったら相談していいんだよ」という言い方をすることが多いですね。でも本当に困ったときにつながりがなかったら、もう助けてって言えないってことに気づきましょうよってことですね。問題が起きてから子ども家庭支援センターや児童相談所が入っていくと、その問題について入っていくので、親は警戒します。学校さんとかでも苦労されていると思います。親にしてみれば「うちの子育ての何が悪いんだ」って責められているように入ってくるので、親もしんどくて疲弊する、関係機関もみんな消耗する、この支援のモデルっていうのはもう古い、効果も低いということで、このモデル事業では生まれる前、問題が生じる前から福祉も入っていく、という取り組みです。令和3年度から隣の調布市が多摩地域で唯一参加していただいている、今エビデンスというか効果もはっきり出てきています。「みらい」の方では組織の体制づくりは済まされているので、取り組みについてはお隣の調布市がモデル事業でやっているような事業も横のつながりでシェアしていただいている、浸透させていただけるといいかなと思います。このモデル事業に私も関わらせていただいている、本当に大事ななと思っているのは、非行の裏には虐待ありってよく言われますが、家庭の中で親が不適切な養育をしており、結果として虐待が起こると、「親に課題がある、問題がある」という見られ方をしてしまいますが、それは一面としてそうなんですけども、その親にも言い分があって、親も独りぼっちだったり、社会から邪険な扱いをされてきた、親も助けてって言えなかったっていう、そういう歴史があるんです。本当に虐待を減らしていく、その先の非行を減らしていくところでは、やっぱりそういう孤独になってしまう、独りぼっちになってしまう人を生まない、独りぼっちの親を生み出さないという取り組みが必要だと思います。先ほど府中市の基本方針を読ませていただいている非常にありがたいなあとと思っているのは、児童虐待についての取り組みっていうのも別出しで作っていただいていますけども、やっぱり「助けてって言っていいんだ」とか「独りぼっちじゃないんだ」、「この街に住んでいて良かった」って思ってもらえる、そういう取り組みがやはり大事だよなって日ごろから思っていて、今日具体的な政策、いろんな人たちとの交流の場を

つくるのかそういうことはとても大事だなんていうふうに改めて思いました。虐待という問題に対して何かをするってことよりも、教育の場だとか地域の中で困っていきそうな子がいたり独りぼっちな親がいたらまず声をかけていく、そういう地域を作っていくことが、結局は虐待や非行の予防につながっていくんだなというふうに思っておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いしたいと思えます。長くなりましたけど、以上です。

(3) 小学校の現状について

【府中第八小学校 校長 松下委員より説明】

日頃より青少年各地区対策委員並びに関係機関の皆様におかれましては、児童生徒の健全育成にご尽力いただいておりますこと厚く御礼申し上げます。市内小学校の現状についてご報告いたします。

宿泊行事では、5年生のわくわく自然教室が9月から10月にかけて、残りの14校が無事に実施しております。また6年生では、夏季休業中に2泊3日で日光林間学校を実施しました。府中市の6年生は、この日光での思い出を大切に中学校に進んでいきます。そのほかにも学校行事の人数制限を行わずに実施できました。学校公開では、広く保護者・地域の皆様にご来校いただき、開かれた学校づくりに取り組みました。

さらに今年度は、デジタル連絡システムのスマート連絡帳も導入され、学校と保護者の連携がデジタル化され、利便性が高まりました。学校からのお知らせも電子データで添付し、ペーパーレス化に取り組んでおります。今後はさらに積極的にDXを教育活動に取り入れてまいります。

また、元日の能登半島地震を教訓に安心安全な学校づくりに向けて、各校で危機管理意識を高めております。避難訓練や安全指導、けがの防止、更にはいのちの教育を推進し、情報を共有しながら取り組んでまいります。

さて、話題の大谷翔平選手のグローブですが、2月6日に全小学校に届きました。全小学校です。本校では、代表委員会で子供たちが使い方を考え、6年生から1週間ずつまわしております。他の学校につきましても、大谷選手の思いを大切にして、子供たちが使えるように様々な工夫を行っております。

最後に、本日の講演の中で、インターネットの適正な利用についてのお話がありました。本市では一人一台タブレット端末でインターネットから情報を調べるなど、最大限利用しているところです。先日、他市におけるタブレット端末での盗撮についての報道がありましたが、本市におきましてはそのような事案は起こっておりません。また、報道の後、市教育委員会から注意喚起の通知が発出され、市立小中学校でタブレット端末の適正な適切な使い方、利用について徹底を図っております。以上で終わります。

(4) 中学校の現状について

【府中第八中学校 校長 高汐委員より説明】

府中市立中学校長会長、府中第八中学校の高汐でございます。それでは、中学校の現状についてご報告させていただきます。はじめに、府中市内の中学生への例えば奉仕活動などに多大なるご協力をいただいております青少対の皆様へ感謝申し上げますとともに、それをバックアップしていただいております関係機関の皆様にも感謝を申し上げたいと思っております。

今申し上げました通り、中学生につきましては、生徒の自主的な活動をどの学校も推進しているところでございます。将来の社会の一員として社会に貢献できる、本日のテーマにもありますように、これからの安全な社会を構築する担い手となる、そんな生徒を育成するために各学校が工夫のある活動をしております。とはいいましても、今日の講演にもございましたように、生徒を取り巻く環境には危険な部分ももちろんあります。インターネットの不正利用などございますが、それについては当然、市教育委員会・各関係機関と連携しながら、情報を共有しながら生徒に適切な指導や支援などを行っているところでございます。

本校の事案を紹介させていただきます。思いやりと規範意識のある生徒の育成に重点をおいております。規範意識を特に伸ばしていこうというところで、今ちょうど年度末の学校の自己評価をしているところでございます。自己評価には、生徒たちの評価、関係者の評価、保護者の皆さんの評価などがそこに反映されるわけでございますが、前期には、規範意識に関する肯定的な回答は90%ございました。それが後期は60%に下がりました。これについては、単なる数値の比較ではなく、そこに何が影響したのかというところを今リサーチしているところです。先ほど市の方からも説明がございました、例えば自転車のヘルメット着用義務についての生徒の意識の高まりがございました。そういうところがこの数値に反映されております。数値が90%から60%に落ちたから規範意識が下がったという評価ではなく、生徒の規範意識の高まりとともに、例えばヘルメットの着用について意識が高まっている、それで見直してみたら自分はやってない、ということで60%に下がっているのでございます。その数値だけにこだわらないようにして、それについての背景もしっかりと学校はキャッチしながら、これからの生徒指導などに活かして活用していきたいというふうに考えているところでございます。

中学校全体では、大きな生活指導上の問題というのは、10年前20年前と比較しますと相当良くなってきている状況であります。これは各学校の生活指導だけでなく地域の方々や教育委員会などとの連携や、そして皆さんからのいただく支援などが生きている、というふうに感じているところでございます。

以上で中学校の現状の報告を終わらせていただきます。

【情報交換について意見、質問はなし。】

4 その他・連絡事項

事務局より、次回の青少年問題協議会が7月予定である旨を報告。

5 閉会

副会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。